

コーポレート・ガバナンスと公正価値会計

——リースマンの所説を中心にして——

本 田 良 巳

1 はじめに

コーポレート・ガバナンスを内部的なコーポレート・ガバナンス (interne Corporate Governance) と外部的なコーポレート・ガバナンス (externe Corporate Governance) とに分けて考えることができる。内部的なコーポレート・ガバナンスは企業内の組織あるいは機関による統制、監督であり、企業内の制度上の問題である。それに対して、外部的なコーポレート・ガバナンスは資本市場を通じた企業の統制、監督である¹⁾。本稿は内部的なコーポレート・ガバナンスを考察外とし、外部的なコーポレート・ガバナンスのみを考察対象としている。

資本市場を通じた企業の統制、監督を効率的なものにするため、資本市場は有効に機能しなければならない。資本市場が有効に機能しなければ、資本市場を通じた企業の統制、監督も十分な効果を上げることはできない。資本市場が有効に機能するため、資本市場に対する企業の情報提供が重要になってくる。そして、その情報提供の手段として、会計が果たす役割は大きい。

ところで、今日、コーポレート・ガバナンスの議論にとって金融商品は次の二つの理由から重要になっている²⁾。

- (1) 金融商品の投入には巨額のリスクを伴う。したがって、決算書上、かかる金融商品の開示が焦眉の課題になっている。
- (2) 金融商品は投資計画の財務調達、他の資本市場取引のために重要である。それにより、資本市場の活性化に金融商品は貢献している。

ドイツにおいても、とくに金融商品への公正価値会計 (Zeitwertbilanzierung) の適用が活発に議論されている。「公正価値会計が実際、年度決算書の情報給付を改善するために貢献するか、どうかの問題は資本市場による効率的な企業統制の貢献に決定的であり、現代のコーポレート・ガバナンス・システムの貢献に決定的である」³⁾。

1) Lüßmann, L-G., *Unternehmenskontrolle, Kapitalmärkte und Fair Value Accounting*, (Frankfurt am Main, 2004), S. 28.

2) Lüßmann, L-G., *a. a. O.*, S. 237-S. 238. なお、ドイツにおける金融商品の会計処理について次の文献を参照。拙著、『ドイツ金融会計論——未決取引会計の探究——』, 税務経理協会, 2003年。

本稿は外部的なコーポレート・ガバナンスの問題の一つとして、金融商品への公正価値会計の適用をリースマン (Lüßmann, L-G.) の所説に基づいて考察している。本節に続く第2節では欧州連合 (Europäische Union, 以下, EU と略す) やドイツにおける公正価値規定を概説し、次に、第3節では公正価値会計を個別決算書に適用する場合、個別決算書に固有となる配当、課税の問題を論じている。そして、第4節では公正価値会計を商法に適用する場合、商法会計上の基本的な理念でもある債権者保護が侵害されるか、否かを検討し、最後に、第5節では本稿において述べてきたところを要約し、結びに代えている。

2 公正価値規定

現在、EU-貸借対照表法の複線的な改正 (zweigleisige Reform) により、国際会計基準 (International Accounting Standards, 以下, IAS と略す) への接近が計られている。一方で、EU-貸借対照表法の IAS への段階的な接近であり、他方で、EU における IAS の直接的な適用である⁴⁾。ドイツ商法における公正価値規定も EU における戦略に直接、影響を受けることになる。

まず、EU-貸借対照表法の IAS への段階的な接近から、説明を始めることにする。欧州議会および欧州理事会は2001年5月、いわゆる公正価値指令を公表している⁵⁾。公正価値指令第42 a 条第1項は次のように規定している。

「(1) 第32条とは異なり、本条第2項から第4項の条件を留保して、構成国はすべての会社あるいは個々の会社のグループに金融派生商品を含めて、金融商品を付すべき時価 (beizulegender Zeitwert) によって評価することを認める、あるいは、これを定める。

このような許可あるいは義務は指令 83/349/EWG の意味において連結決算書に限定されている」。

さらに、同指令第42 c 条第1項は次のように規定している。

「(1) 金融商品が第42 b 条にしたがって評価されるなら、第31条第1項 c に拘わらず、価値変動は損益計算書において開示されなければならない。価値変動は次の時、直接、自己資本において時価積立金 (Zeitwert-Rücklage) において認識されなければならない。(以下、略)」

3) Lüßmann, L-G., *a. a. O.*, S. 237.

4) Lüßmann, L-G., *a. a. O.*, S. 137-S. 138.

5) Richtlinie 2001// EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom zur Änderung der Richtlinie 78/660/EWG, 83/349/EWG und 86/635/EWG des Rates im Hinblick auf die im Jahresabschluss bzw. im konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen und von Banken und anderen Finanzinstituten zulässigen Wertansätze (downloaded from http://www.europa.eu.int/comm/internal_market)

次に、EU 加盟各国はかかる指令を国内化しなければならない。そのため、EU 加盟各国は国内の商法、会社法等を改正しなければならない。ドイツにおいても商法が改正されており、このうち、金融商品の公正価値に関連する規定だけを次にみていくことにする⁶⁾。具体的に、商法第285条（その他の記載義務）と同第289条（状況報告書の内容）である。

第285条は附属説明書の記載事項を規定しており、第18号、第19号において金融商品の記載事項を次のように追加している。

「18. 金融派生商品の各カテゴリーについて、

a) 金融商品の種類と範囲

b) 適用される評価方法、帳簿価値ならびに帳簿価値が認識される貸借対照表項目の記載のもとで、これらが第3文から第5文にしたがって信頼をもって算定されるかぎり、該当する金融商品の付すべき時価

19. 第253条第2項第3文にしたがって、計画外の減価記入が行われないかぎり、付すべき時価によって開示される財務投資（第266条第2項AⅢ）に属する金融商品

a) 個々の資産項目あるいは適切なグループ化の帳簿価値と付すべき時価

b) 価値減少が継続的なものでないことを指摘するような拠り所を含めて、第253条第2項第3文にしたがって、減価記入を行わない理由。（以下、略）」

また、第289条は状況報告書の記載事項を規定しており、同様に、金融商品の記載事項を次のように追加している。

「2. a) 担保取引の貸借対照表記入の範囲で認識される、あらゆる重要な種類の取引の担保のための方法を含めて、会社のリスク・マネジメントの目的、リスク・マネジメントの方法

b) 会社による金融商品の利用に関連して、また、状況の判断あるいは予測的發展にとって重要であるかぎり、会社がさらされている価格変動リスク、欠損リスク、流動性リスク、支払流列変動からのリスク」

第285条第18号、第19号にみられるように、ドイツ商法にいう付すべき時価は公正価値に匹敵しており⁷⁾、公正価値は附属説明書、状況報告書の記載にとどまっている。換言するなら、ドイツ商法において公正価値、その価値変動は貸借対照表、損益計算書の本体には全く計上されないことになる。

EU-貸借対照表法の IAS への段階的な接近に対して、EU において IAS の直接的な適用も行われている。周知のように、2005年1月以降、EU は EU 域内の証券取引所に上場する企業の連結決算書を IAS にしたがって作成することを義務づけている。いわゆる EU-IAS 適用指令第6条は次のように述べている⁸⁾。

6) Institut der Wirtschaftsprüfer e. V. (Hrsg.), *Bilanzrechtsreformgesetz, Bilanzkontrollgesetz*, (Düsseldorf 2005), S. 52-S. 53, S. 56.

7) Lüßmann, L-G., a. a. O., S. 64.

「(6) 2000年6月13日、委員会はEU:“将来の行動の会計戦略”というタイトルの下で、伝達を行っている。そこでは、次のことを提案している。共同体において、あらゆる資本市場指向的な会社はその連結決算書を遅くとも2005年から統一的な基準、国際会計基準 (IAS) によって作成する」。

連結決算書にIASを適用する以上、当然、IAS32 (金融商品一開示及び表示)、IAS39 (金融商品一認識及び測定) も適用しなければならない。したがって、金融商品に公正価値評価を適用し、その価値変動を損益計算書あるいは貸借対照表に計上しなければならない。しかし、会計規制委員会 (Regelungsausschuss für Rechnungslegung) は次のような態度表明を行っている⁹⁾。

- (1) 会計規制委員会はIAS32, IAS39を例外にして、すべての国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards, 以下, IFRSと略す) の引継ぎに同意している。
- (2) 国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board) によってIAS32, IAS39が改正されるなら、IAS32, IAS39の承認や引継ぎが会計規制委員会によって検討されることになる。

明らかなように、EUにおけるIASの直接的な適用においてIAS32, IAS39を例外としており、現行のIAS32, IAS39が改正されないかぎり、その適用を見送ることを提案している。

以上のことから、EU-貸借対照表法のIASへの段階的な接近、そして、EU-貸借対照表法の国内化においても、また、EUにおけるIASの直接的な適用においても、ドイツ商法において金融商品への公正価値の適用は回避されている。このような消極的な姿勢はルンケ/シュミット (Runke, K./Schmidt, M) による付すべき時価 (公正価値) の説明からも窺うことができる¹⁰⁾。

「ドイツの会計基準も多数の場合、評価尺度として付すべき時価を定めている。適用領域はIASに比較して、明らかに制限されている。例えば、資産項目の場合、付すべき時価が継続的な調達原価あるいは製造原価以下である時、付すべき時価は重要である」。

ルンケ/シュミットによれば、調達原価あるいは製造原価が下落し、したがって、不均等原則 (Imparitätsprinzip) を適用する場合、付すべき時価 (公正価値) を適用することに

8) Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 19. Juli 2002 betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards (downloaded from http://www.europa.eu.int/comm/internal_market)

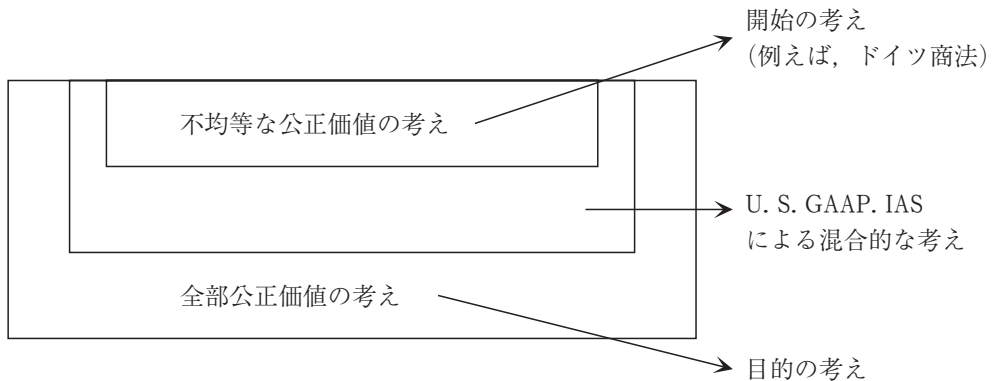
9) Lüßmann, L-G., a. a. O., S. 136.

なお、会計規制委員会は委員会 (Kommission) の議長のもと、構成国の代表者から構成されている。EU-IAS指令第3条に従い、IFRSの承継に関する委員会提案について会計規制委員会は態度表明を行っている。

10) Runke, K./Schmidt, M., Überlegungen zur Prüfung von beizulegenden Zeitwerten, *Die Wirtschaftsprüfung*, 56. Jg., Nr. 19 (2003), S. 1039.

なる。また、ベツゲ/チルヒ (Baetge, J./Zülch, H.) はドイツ商法、一般に認められた会計諸原則 (United States Generally Accepted Accounting Principles, 以下, U. S. GAAP と略す), IAS による公正価値会計の発展状況を「図 1」のように示している (「図 1」参照)¹¹⁾。

図 1 ドイツ商法, U. S. GAAP, IAS による公正価値会計の発展状況



3 公正価値会計と配当・課税計算

ドイツにおいては基準性 (Maßgeblichkeit) の原則が適用され、税務貸借対照表上の課税所得は商事貸借対照表上の利益に基づいて計算される。「図 2」において、「ドイツ所得税法は、その第 5 条において、商法上の正規の簿記の諸原則に従って、利益決定をなすべきことを規定しており、商法を媒介として、税法上の利益計算が、直接、適正な会計慣行と結びつく旨を明示したものである」(「図 2」参照)¹²⁾。このように、商事貸借対照表と税務貸借対照表とは密接に関連している。

これに対して、アメリカにおいて商法と税法とは関連づけられていない。「アメリカの場合、商法は各州ごとに定められているのに対し、税法は『内国歳入法』として一本化されている。したがって、西ドイツの場合におけるように、税法が商法を介して公正な会計慣行に結びつくという方式を採用することができない」(「図 3」参照)¹³⁾。

11) Baetge, J./Zülch, H., Fair Value- Accounting, *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis*, 53. Jg., Heft 6 (2001), S. 552.

12) 武田隆二、『制度会計論』, 中央経済社, 1982年, 147頁参照。なお, 所得税法第 5 条第 1 項は次のように定めている。「法律上の規定に基づき, 帳簿を記入し, 定期的に決算書の作成を義務づけられている営業経営者あるいは, そのような義務なしに帳簿を記入し, 定期的に決算書の作成を行う営業経営者の場合, 商法上の正規の簿記の諸原則にしたがって開示される事業資産が経済年度末に計上されなければならない。利益算定の場合, 税法上の選択権は商法上の年度決算書に一致して行使されなければならない」。Schmidt, L. (Hrsg.), *Einkommensteuergesetz*, 21., völlig neubearbeitete Auflage (München 2002), S. 367.

図2 ドイツ型

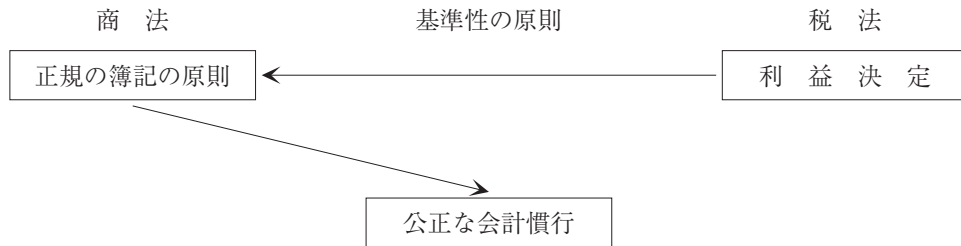
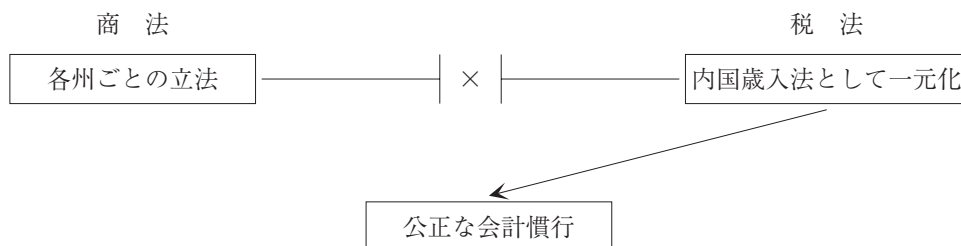


図3 アメリカ型



ところで、前節でも述べたように、EUは2005年1月以降、EU域内の証券取引所に上場する企業にその連結決算書をIASにしたがって作成することを義務づけている。さらに、指令は国内の立法者に次の選択権を認めている¹⁴⁾。

- (1) 証券取引所において取引する株式会社の個別決算書にIASを適用することを認める、あるいは、これを定める。
- (2) 中規模の人的会社、最終的に個別企業にまで、あらゆる他の企業にIASの適用を認める、あるいは、これを定める。

(1) から明らかなように、IASは連結決算書に加えて、個別決算書にもその適用を認めている。そこで、個別決算書にIAS、ひいては公正価値会計を適用するなら、配当や課税所得の計算はどのように考えられるのだろうか。これに関して、連邦政府は「HGB(ドイツ商法—筆者注)にしたがって作成される個別決算書、とくに債権者保護、配当金の算定、課税に役立つ個別決算書は維持されるべきである」と述べている¹⁵⁾。また、「個

13) 武田隆二、『制度会計論』，中央経済社，1982年，147頁参照。

14) Zeitler, F-C., Rechnungslegung und Rechtsstaat—Übernahme des IAS oder Reform des HGB ?, *Der Betrieb*, 56. Jg., Nr. 29 (2003), S. 1529. Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 19. Juli 2002 betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards (downloaded from http://www.europa.eu.int/comm/internal_market)

15) Bundesregierung stärkt Anlegerschutz und Unternehmensintegrität (downloaded from <http://www.bmj.bund.de>)

別決算については、投資者に対する開示という目的のためにのみ、国際会計基準を基準とする決算書を開示することを会社に認めることにしている。しかし、配当や課税については依然として、商法の会計基準が適用されることにしている」¹⁶⁾。これらのことから、企業は一方においてIASに基づく情報貸借対照表 (Informationsbilanz)、他方において商法に基づく配当算定貸借対照表 (Ausschüttungsbemessungsbilanz)、税法に基づく税務貸借対照表 (Steuerbilanz) を作成しなければならない¹⁷⁾。

三種類の個別決算書の作成は煩雑なように思われる。しかし、我が国においても現在、証券取引法、商法、法人税法に基づく三種類の個別決算書を作成している。したがって、情報貸借対照表、配当算定貸借対照表、税務貸借対照表の三種類の個別決算書の作成も我が国と同様に考えることができるのだろうか。これに関連して、リースマンは次のように述べている¹⁸⁾。「IFRS、したがって、公正価値に基づき、個別決算書は商法第325条に従い、情報目的のために公表されている。しかし、配当算定、課税のために重要な個別決算書は債権者保護の考慮のもとで、HGBを基礎に作成される」。このことから、我が国とは異なり、情報貸借対照表、配当算定貸借対照表いずれも商法が認める個別決算書であると考えられる。

それでは、商法上、情報貸借対照表、配当算定貸借対照表のいずれが主たる機能を果たすのだろうか¹⁹⁾。リースマンによれば、「慎重原則の相対化 (Relativierung)、公正価値会計の導入による商法会計上の意義は債権者保護思想の明らかな後退を生じている。このことはさらに、商事貸借対照表において配当機能、債権者保護機能から投資者保護、債権者保護に等しく役立つ情報機能への重点の移動を可能にしている」²⁰⁾。また、「資本金会社法において債権者保護の優位性の教義が廃止されるなら、債権者保護の目的への商事貸借対照表の方向性はもはや必要とされない。このことはさらに、情報指向的な会計への道を拓いている」²¹⁾。したがって、商法上、公正価値会計の導入により、債権者保護、配当算定の機能が後退し、情報機能が強調されてくるのである。

商法上、公正価値会計の導入により、情報機能の改善が考えられる。リースマンは公正価値会計による有用な情報の産出として、具体的に次の(1)～(6)を挙げている²²⁾。

16) 「ドイツにおける会計法改正の動き」, 商事法務第1682号, 2003年1月, 59頁参照。

17) Lüßmann, L-G., *a. a. O.*, S. 197.

18) Lüßmann, L-G., *a. a. O.*, S. 197. なお、商法第325条第2 a項を追加し、その第1文では次のように定めている。「第2項による公表の場合、年度決算書の代わりに個別決算書が作成され、それは第315 a条第1項に示された国際会計基準にしたがって作成される」。Institut der Wirtschaftsprüfer e. V. (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 119.

19) もっとも、(公正価値に基づく) 情報貸借対照表と配当算定貸借対照表とのいずれが主たる機能かをいうのではなく、両者を関連づけて考えることもできる。例えば、「第一段階ではすべての金融商品に市場評価を適用して純利益を算定し、第二段階ではマネーアットリスクを用いて分配可能利益を算定することが可能になる」。詳しくは拙著、前掲書、175頁参照。

20) Lüßmann, L-G., *a. a. O.*, S. 198.

21) Lüßmann, L-G., *a. a. O.*, S. 200.

(1) 会計情報の現実性 (Aktualität) の増大

公正価値を基礎に、会計情報の有用性の増大が考えられる。投資者、債権者の意思決定のために、現在、あるいはどのような場合も短期間に基づく市場状況を反映する情報は取得原価に基づく情報よりも重要である。

(2) 将来のキャッシュ・フローと流動性の程度 (Liquiditätsspeicher) の写像

年度決算書の意味決定有用性の範囲において、受け手に将来のキャッシュ・フローの見積もりを可能にすることは会計の主たる目的の一つである。その際、資産・負債の公正価値による評価は役に立つ。また、市場に流通する資本投資は公正価値会計の適用により、流動性の程度を表わすことになる。

(3) 秘密準備金の減少

公正価値会計の適用は秘密準備金の設定を減少あるいは防止する。これにより、年度決算書の情報価値は著しく増大することになる。

(4) 比較可能性の増大

公正価値会計の適用により、企業間の財務状況の比較可能性が高められる。

(5) 経営者の業績測定

現実の価値展開 (Wertentwicklung) を公表することにより、経営者は資本投資についてよりよい判断を可能にする。また、投資者にとって企業経営の概観が可能になり、給付能力 (Leistungsfähigkeit) の判断が可能になる。

(6) 無形資産、金融派生商品の写像

収益状況にとって有形資産の重要性の低下とともに、無形資産の重要性の増大に基づき、暖簾 (Goodwill) の意義が高まっている。資産状況、財務状況、収益状況の判断のために重要であり、また、競争の状況、将来のチャンスにとって重要な資産が公正価値会計の適用によって開示されることになる。

なお、取得原価は大きな客観性と信頼性を有している。これに対して、公正価値は現実的な価値 (aktueller Wert) として、また、将来のキャッシュ・フローの表現として意思決定有用性を有している。しかし、今日、経営経済学は公正価値の算定のために種々の方法を展開しており、公正価値についても十分な客観性と信頼性を主張することができる²³⁾。

4 公正価値会計と債権者保護

債権者保護は商法会計上の基本的な理念である。債権者保護は具体的に配当制限であり、資本の充実・強化において表現されている。リースマンによれば、「とりわけ古い文献においては一致して、債権者保護はドイツの貸借対照表法の基本原則、主目的として示されている。債権者保護原則は実証済みの経済思想 (bewährte Wirtschaftsgesinnung) の表現

22) Lüßmann, L-G., a. a. O., S. 255-S. 259.

23) Lüßmann, L-G., a. a. O., S. 259.

として妥当している」²⁴⁾。また、「年度決算書は配当算定の機能、資本維持の機能に基づき、債権者保護の機能を資本調達 (Kapitalaufbringung)、資本維持 (Kapitalerhaltung) の会社法上のシステムにおける関係づけによって間接的に得る」²⁵⁾。

例えば、不均等原則あるいは慎重原則の適用により、「予想損失は計上するが、予想利益は計上しない」。これにより、利益は控え目に計算され、配当可能利益も制限されている。ところが、公正価値会計を適用すれば、予想損失だけでなく、予想利益 (未実現利益) も計上することになる。したがって、公正価値会計は不均等原則あるいは慎重原則に違反し、ひいては債権者保護を侵害することになってくる。リースマンによれば、「公正価値会計は慎重原則に違反することにより、また、商事貸借対照表によって慎重に算定された利益への配当制限により、公正価値会計は資本維持原則にも違反する。株式法と商事貸借対照表法の債権者保護システムは連続的に揺さぶられる」²⁶⁾。また、「公正価値を基礎にするなら、会計は基礎資本金、名目価値原則、この資本の調達・維持の株式法上のシステムとのコンフリクトを生じる。商事貸借対照表法において、また、資本金会社法においても伝統的な債権者保護の侵害を生じる」²⁷⁾。

ところで、前節でも述べたように、公正価値会計を適用することにより、情報提供機能は改善される。このことはとくに資本市場への情報提供を前提にしており、したがって、投資者の利害が重視されている。そこで、公正価値会計を適用する場合、投資者の利害のみが重視され、他の利害関係者の利害は全く考慮されないのだろうか。あるいは、投資者の利害と他の利害関係者の利害とは一致するか、否かが検討されなければならない。これに関連して、リースマンは投資者の利害と他の利害関係者、とりわけ債権者の利害とが一致するか、否かを次の (1)～(3) において検討している²⁸⁾。

(1) 配当の利害

株主はできるかぎり多くの配当を要求するのに対して、債権者は配当をできるだけ少なくし、資本の充実・強化を要求する。この意味において、株主の利害と債権者の利害とは相反している。

しかし、株主保護ならびに債権者保護を改善することにより、「資本コストを減少し、企業の財務調達の可能性を安価なものにする」²⁹⁾。したがって、「経営者は配当政策の場合、株主の利害と債権者の利害とを等しく満たすことを強いられる」³⁰⁾。企業側からすれば、株主の利害と債権者の利害とは決して相反するものでなく、資本コストを減らすために両グループの利害をともに満たさなければならない。

24) Lüßmann, L-G., a. a. O., S. 157.

25) Lüßmann, L-G., a. a. O., S. 157.

26) Lüßmann, L-G., a. a. O., S. 266.

27) Lüßmann, L-G., a. a. O., S. 173.

28) Lüßmann, L-G., a. a. O., S. 224-S. 227.

29) Lüßmann, L-G., a. a. O., S. 226.

30) Lüßmann, L-G., a. a. O., S. 226.

(2) 情報の利害

「配当期待が悪化するなら、利子の支払い、償還への見通しも悪化する。また、逆でもある」³¹⁾。この意味において、株主の情報要求と債権者の情報要求とは一致している。経済的な状況の適切な表示への要求において両グループの情報要求は一致している。

(3) 企業における影響

債権者と株主とは同じ情報利害 (gleichlaufende Informationsinteresse) を有するだけでなく、ともに適切な統制要請、監督要請も有している。債権者の立場が財務制限条項 (Financial Covenant) によって強化されるところで、株主の立場と債権者の立場とは法現実的 (rechtstatsächlich) に接近している³²⁾。

上記、(1)～(3)を検討することにより、投資者の利害と債権者の利害との一致が明らかになってくる。換言すれば、投資者の利害を満たすことは同時に債権者の利害も満たすことになる。さらに、「株主価値 (Shareholder Value) の考えにおいてとくに株主と債権者との利害の一致は明らかである。株主価値の最大化は株主を超えて、企業に参加する、あらゆるグループの利害でもある」³³⁾。また、「全体として、株主の利害はあらゆるグループの共分母 (gemeinsamer Nenner) として要約される。それは企業の経済的な安定性、収益力にとくに強い利害を有している」³⁴⁾。

このように、公正価値会計の適用は投資者の利害を重視し、株主価値の向上をめざしている。株主価値を向上するために企業の経済的な安定、経済的な繁栄が不可欠であり、この点においてあらゆる利害関係者の利害は一致するのである。

5 お わ り に

資本市場を通じた企業の統制、監督のため、その前提として資本市場が有効に機能しなければならない。そして、資本市場が有効に機能するため、企業から資本市場に十分な情報提供が行われなければならない。今日、とくに金融商品について十分な情報提供が要請

31) Lüßmann, L-G., *a. a. O.*, S. 227.

32) Lüßmann, L-G., *a. a. O.*, S. 227. 財務制限条項の強化による株主の立場と債権者の立場との接近について例えば、次の説明を参照。「制限条項は直接的には株主持分にマイナスの効果をもたらすが、利用の仕方によってはプラスに作用し、投資、生産、財務等への影響を通じて持分の価値を引き上げる。したがって、経営者・株主もこのような取決めのインセンティブをもつ。経営者・株主と債権者とのコンフリクトは、一方の利益が他方の同額の損失によって相殺されてしまうゼロ和ゲーム (zero-sum game) では必ずしもないのである。それは、場合によってはポジティブ・ゲームになり、当事者の双方に利益をもたらす。かくして、そうした方が双方に有利なときには、両者は企業行動の制限条項に合意して、コンフリクトを自発的に解決する」。岡部孝好、『会計情報システム選択論』、中央経済社、1985年、110頁参照。

33) Lüßmann, L-G., *a. a. O.*, S. 229-S. 230.

34) Lüßmann, L-G., *a. a. O.*, S. 230.

されており、そこでは金融商品に公正価値会計を適用するか、否かが焦眉の課題になっている。最後に、本稿において述べてきたところを要約していくことにする。

- (1) まず、EU やドイツにおける公正価値規定を概説している。EU は IAS を採用し、連結決算書にその適用を義務づけているが、IAS32, IAS39 は会計規制委員会によって例外的な扱いをうけている。また、ドイツ商法において公正価値評価は貸借対照表、損益計算書の本体の記載でなく、附属説明書、状況報告書の記載事項にとどまっている。
- (2) 次に、IAS、ひいては公正価値会計の適用を勧めるリースマンの立場から、個別決算書への公正価値会計の適用に伴う問題を検討している。ここで、情報貸借対照表、配当算定貸借対照表、税務貸借対照表の三種類の個別決算書の作成が考えられる。また、IAS あるいは公正価値会計を適用する情報貸借対照表の作成により、情報機能の改善（会計情報の現実性の増大、将来のキャッシュ・フローと流動性の程度の写像等）が考えられる。
- (3) 最後に、公正価値会計を商法に適用する場合、商法会計上の基本的な理念でもある債権者保護を侵害するか、否かを検討している。公正価値会計は投資者の利害を重視しているが、投資者の利害と債権者の利害とは配当の利害、情報の利害、企業における影響の三点において一致している。また、投資者の利害を重視し、株主価値を向上するために企業の経済的な繁栄は不可欠であり、この点においてあらゆる利害関係者の利害は一致していると考えられる。

リースマンは幾度か、パラダイム変換（Paradigmenwechsel）という用語を使っている。例えば、取得原価会計から公正価値会計へのパラダイム変換であり³⁵⁾、年度決算書の配当算定機能から情報機能へのパラダイム変換³⁶⁾等である。極言すれば、ヨーロッパあるいはドイツの会計思想からアメリカの会計思想へのパラダイム変換といってもよからう。そして、とくに公正価値会計の適用をめぐる両者の攻防は今も続いているのである。

35) Lüßmann, L-G., *a. a. O.*, S. 68, S. 133.

36) Lüßmann, L-G., *a. a. O.*, S. 267.